

事務連絡
令和5年7月14日

各高齢者施設・住まい
各介護保険事業所
(政令指定市・中核市に所在する事業所を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金の受付開始について
(7月1日から9月30日までの発生分)

このことについて、令和5年度の7月1日から9月30日までの発生分の補助金の受付を開始しますので、本事業を活用する場合は、「申請マニュアル」及び「記載例」を参照の上、申請書兼実績報告書を提出してください。

なお、神奈川県内の政令指定都市及び中核市に所在する事業所については、
それぞれの市に申請する必要がありますので、各市の案内を御覧ください。

1 補助対象事業所

神奈川県内（政令指定都市及び中核市を除く）に所在する通所系、短期入所系、訪問系、多機能型、入所施設・居住系サービス事業所・施設。

※予防を含みます。

※サ高住、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームを含みます。

※福祉用具貸与事業所は、感染者が発生した介護サービス事業所・施設に応援職員の派遣を行った場合などに限り対象となります。

2 補助対象経費

令和5年7月1日以降に発生した、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を、サービス類型毎の上限額の枠内で補助します（10/10補助、自己負担なし。一部経費については経費ごとの上限設定があります）。

(例)

- 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等における、人材確保のための割増賃金・手当、職業紹介料、事業所・施設等の消毒・清掃費用、感染性廃棄物の処理費用、在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用
- 要件を満たす高齢者施設等において、新型コロナウイルス感染症に利用者

が罹患して施設内療養することとなった際の追加的な手間について、かかり増し費用とみなして補助（療養者1人1日あたり1万円、上限15万円、一定人数以上が同時に施設内療養する場合は追加補助あり）

- ・人員基準等の臨時の取扱いに基づき、居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所における、ヘルパー同行指導への謝金
- ・感染者が発生した介護サービス事業所・施設等に応援職員の派遣を行った際の職員の割増賃金・手当、派遣に係る旅費・宿泊費

※対象経費の詳細及び上限額は、別添の申請マニュアルを参照してください。

3 申請及び実績報告の方法

申請書兼実績報告書及び添付書類を作成し、電子申請システムから提出してください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=50674

【申請マニュアル・記載例等掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 19. 補助金・助成金等

→令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における
サービス提供体制確保事業費補助金

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=28&id=1169>

4 申請期限

令和5年7月1日から9月30日までに発生したかかり増し経費に係る申請は、令和5年11月30日（木）23:59までに電子申請システムでの提出を完了してください。

※10月1日以降に発生したかかり増し経費に係る申請については、別途お知らせします。

※令和5年4月1日から6月30日までの発生分については、令和5年8月31日（木）23:59が提出期限となりますのでご留意ください。（令和5年5月26日付け事務連絡でお知らせしています。）

問合せ先

電話番号 045-210-1111（代表）

(特養、短期入所、養護、軽費) 福祉施設グループ 内線 4854
(老健、居住系) 保健・居住施設グループ 内線 4858

(通所系、多機能型、訪問系) 在宅サービスグループ 内線 4842